

# 弘前大学附属図書館文献複写細則

(趣旨)

第1条 弘前大学附属図書館（医学部分館を含む。以下同じ。）が受託する文献複写は、学内の部局等の依頼でその経費を移算するものを除き、この細則の定めるところによる。

(受託)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って、受託することができる。

(複写の依頼)

第3条 文献複写を依頼しようとするときは、あらかじめ、所定の申込書を附属図書館長（医学部分館にあつては分館長）に提出し、その承認を得なければならない。

(料金の納入及び複写物の引渡し)

第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。

- 2 複写担当者は、複写料金の納入を確認した後、複写するものとする。
- 3 いったん納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、依頼者が次の各号に掲げる機関である場合には、料金を後納とすることができる。
  - (1) 国立情報学研究所が実施する ILL 文献複写等料金相殺サービス加入機関
  - (2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
  - (3) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第三十四条の法人が設置するものに限る）
  - (4) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第三十四条の法人が設置するものに限る）
  - (5) 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
  - (6) 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条に規定する学校図書館
  - (7) 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第一条に規定する国立国会図書館
  - (8) 外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校に設置された図書館及びこれに類する施設
  - (9) 外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
  - (10) 文部科学大臣が小学校又は中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設
  - (11) 各種病院図書室
  - (12) 前各号に掲げる機関以外で、附属図書館長が特に必要と認めた機関

- 5 前項第2号から第12号に掲げる機関の後納は、後納を希望する機関の長が様式第1号に定める文献複写料金後納許可申請書により附属図書館長に申請するものとする。
- 6 前項に規定する申請に対する後納の許可は、様式第2号に定める文献複写料金後納許可書（以下「許可書」という。）により行うものとする。
- 7 前項に規定する許可により文献複写料金の後納を許可された機関（以下「後納許可機関」という。）から文献複写の依頼を受託する場合には、許可書の許可番号を明示させるものとする。
- 8 後納許可機関に対する文献複写物の引渡し（郵送の場合には発送。以下「複写物の引渡し」という。）は、当該文献複写の依頼先が後納許可機関であることを確認の上、行うものとする。
- 9 複写物の引渡しにあたっては、後納許可機関の便宜を図るため、当該機関に対し1件ごとに文献複写料金の額を連絡するものとする。
- 10 文献複写料金の請求は四半期ごとに整理し、整理した翌月の10日までに行わなければならない。

（料金）

第5条 文献複写の料金は、次のとおりとする。

種 別			単 位	料 金	
				学 内	学 外
リーダープリンターによる複写		A3まで	1 枚	20円	35円
電子複写方式	白黒	A3まで	1 枚	20円	35円
電子複写方式	カラー	A3まで	1 枚	40円	70円
送 料 及 び 通 信 費				実 費	

（準用）

第6条 弘前大学附属図書館が受託する他大学等への現物貸出については、この細則の規定を準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

文献複写料金後納許可申請書

弘前大学附属図書館長 殿

機 関 名

代表者名

印

研究者等への迅速な情報提供を行うため、（申請機関名）の依頼に係る文献複写料金の後納を申請します。

文書番号 第 号

平成 年 月 日

文献複写料金後納許可書

殿

弘前大学附属図書館長

印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった（申請機関名）の文献複写料金を後納にすることについて、下記の条件を付して許可します。

なお、本件の許可番号は、〇〇〇〇とします。

記

1. 文献複写料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
2. 文献複写料金は、四半期毎に整理したものを、請求書発行の日の翌日から起算して30日後の日までに支払うこと。
3. 申請内容に変更が生じた場合及び申請を取り消す場合は、その旨速やかに本学に申し出ること。
4. 申請機関を設置している地方公共団体及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人は料金の未納及び支払いの遅延に対して責任を負うこと。
5. 延滞金については、国立大学法人弘前大学債権管理規程に基づき徴収するものであること。
6. 文献複写料金及び納付方法等については、本学の定めによること。
7. 上記1から6に定める条件に违背した場合は、後納の許可を取り消すことがある。